

『東都生活協同組合』Web限定

ポイント制度規程

(総則)

第1条 本規程は、東都生活協同組合（以下「当組合」という。）のWeb限定ポイント制度（以下「本ポイント制度」という。）について定める。

(対象者)

第2条 本ポイント制度の対象者は、当組合の組合員のうち、インターネット注文サイト（以下「Web注文サイト」という。）からの利用がある組合員とする。

(ポイント付与)

第3条 ポイントの付与は次のとおりに実施する。

- (1) Web限定ポイントは、対象となる商品をWeb注文サイトからの注文限定で利用高500円（消費税別）ごとに1ポイント付与する。その際に生じる端数は切り捨てる
- (2) Web限定ポイントの対象となる商品・サービスは、Web注文サイト内で案内する
- (3) Web限定ポイントは、月度請求確定後に算出し、利用金額の口座振替完了を当組合が確認後に付与する。また、Web注文サイト内に「獲得ポイント」として表示する
- (4) 口座振替日に支払完了が確認できなかった場合、それ以降に支払いが完了してもその月のポイントは付与されないものとする
- (5) 各種企画（キャンペーン）で付与するポイントについては、その都度、案内する
- (6) ポイント対象商品は以下のとおりとする
 - ① 食品（酒含む）、キャロットなどの雑貨品
 - ② ギフト商品
 - ③ 登録商品（毎週お届け商品、青果BOX、お米など）
 - ④ その他当組合が指定した商品

(ポイント付与対象外)

第4条 次に掲げる事業および商品は、ポイント付与の対象外とする。

- (1) 個配手数料（基本手数料・配達手数料）
- (2) くらしと生協掲載商品
- (3) スクロール掲載商品
- (4) 夕食宅配
- (5) 共済および保険
- (6) チケットなど生活文化事業部の取り扱い商品および各種サービス
- (7) 出資金
- (8) 募金
- (9) 活動における各種活動費など
- (10) その他当組合が別途指定した事業および商品

2 OCR注文書および電話・ファクシミリでの注文は、ポイント付与対象外とする。

(ポイントの使用)

第5条 使用可能ポイントは1ポイント1円相当で換算し、使用することができる。

- 2 使用できるポイントはWeb注文サイト内に表示する「使用可能ポイント」を上限とする。
- 3 保有しているポイントを使用する場合、保有しているポイントすべてを一括して使用するものとし、保有しているポイントの一部のみを使用することはできないものとする。

(ポイントの有効期限)

第6条 毎年3月21日から翌年3月20日の間に付与したポイントは、2年後の3月20日までが有効期限とする。ただし、当組合が別途有効期限を指定した場合は、その指定した期間によるものとする。

2 有効期限を迎えるポイントは、Web注文サイト内に表示して知らせるものとする。

(ポイントの譲渡等の禁止)

第7条 付与されたポイントは、譲渡・共有・合算・貸与・質入れその他担保権の設定などはできないものとする。

(ポイントの取消)

第8条 当組合は、次の場合に、組合員が保有するポイントを任意に取消することができるものとする。

- (1) 利用代金の支払いを一回でも怠った場合
- (2) 組合員が、法令・定款に違反し、その他当組合が定めた方法以外で不正な方法によりポイントを手に入れた場合または不正な方法で獲得されたポイントであることを知って利用した場合
- (3) ポイントが偽造または変造されたものである場合
- (4) 組合員が本規程に違反した場合
- (5) その他、当組合がポイントを取り消すことが適切であると判断した場合(ポイント付与後のポイントの取消しを含む)
- (6) ポイント付与後、組合員都合による対象商品の返品・キャンセルがあった場合

(ポイントの失効)

第9条 当組合が定める有効期限内に使用しなかった対象ポイントは、理由の如何を問わず、失効するものとする。

- 2 当組合を脱退した時点で保有しているポイントはすべて失効するものとする。

(規程の変更等)

第10条 当組合は、本規程およびポイント付与の条件または利用の条件等をいつでも変更できるものとし、組合員はこれを予め承諾するものとする。尚、規程の変更は、施行の1ヶ月前に以下のいずれかの方法により組合員に告知する。

- (1) 配布するカタログと同時あるいは適宜に別紙で案内する
- (2) 郵送または電子メールにて通知を行う
- (3) 本ポイント制度に関するWeb注文サイト内において告知する

- 2 本規程の改正について、当組合から改正内容を組合員に告知した後に組合員がWeb注文サイトを利用したときは、改正内容を承認したものとする。

(本ポイント制度の終了)

第11条 本ポイント制度の終了に関する案内は、ホームページ画面等で適宜組合員に知らせるものとする。

- 2 当組合は、本ポイント制度を終了する場合に

は、予告期間を設けた上で行うものとする。本ポイント制度が終了した場合、組合員に損害が生じても当組合は名目の如何を問わず責任を負わない。

(個人情報)

第12条 当組合は、当組合が定める個人情報保護に関する規程に従い、組合員の個人情報を取り扱うものとする。

- 2 組合員は、当組合が以下の目的で組合員の個人情報を利用することについて、同意するものとする。

- (1) 本ポイント制度の提供のため、またはポイント対象の商品のご案内等組合員に対する商品の提供のため
- (2) 本ポイント制度の改善、マーケティング、新規サービスの開発・提供のため、当組合が組合員の個人情報の属性やデータを集計・分析し、個人が識別できない状態にしたものを作成するため

(免責)

第13条 当組合は、システムの保守管理、通信回線・通信手段、コンピューターの障害などによるシステムの中止・中断の必要があると判断した場合は、組合員への事前の通知なく、ポイントの付与・利用を中止・中断できるものとし、その場合、組合員に対して責任を負わないものとする。また、突然のシステム障害等により、組合員が、一定期間、ポイントの付与やポイントの利用ができない場合でも、同様とする。

(制度規程の改廃)

第14条 本ポイント制度規程の改廃については、理事会で行う。

(附 則)

- 1 本規程は、2022年4月21日の理事会で制定し、2022年9月26日より施行する。
- 2 本規程は、2022年5月24日に改正し、2022年9月26日より施行する。
- 3 本規程は、2022年11月17日に改正し、同日より施行する。
- 4 本規程は、2024年2月22日に改正し、2024年4月1日より施行する。